

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		販売行為等の許可
根拠法令及び条項		新座市民会館条例第19条ただし書 会館の敷地内及び会館内において、物品の販売その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。
所管部課係名		教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 条例第19条ただし書の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 催物の補助的な資料となる物品 ホール及び会議室において催物を開催するに当たり、その入場者が催物の内容や出演者などをより一層理解するための補助的な資料として必要であると認められる以下の物品に限り、事前申請により許可する。 なお、販売許可申請者はその催物の主催者のみとし、レコード店や書店など主催者以外の申請は認めないものとする。 また、販売の申請に当たっては、販売しようとする物品の詳細が分かる資料を見本として提出させるものとする。</p> <p>ア レコード、CD等 イ プログラム ウ 講師著書 エ その他必要と認められる物品</p> <p>(2) 販売を目的とした催物について 物品を販売することを目的とした催物について、以下の条件を満たす場合、事前申請により許可する。</p> <p>ア 販売しようとする物品が分かる詳細な資料を全て提出すること イ 販売しようとする物品は食料品以外であること ウ その場で金銭を取り扱わない予約販売であること エ 会館の全ての施設を販売のために占有しないこと オ 看板、旗及びポスター等の設置に当たっては、その数及び場所の許可を得ること。なお、会場を案内する看板については、会館の敷地内に限るものとする。</p>
	参考事項	
準	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）

標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)